

阿賀野市規則第 3 5 号

阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成 1 6 年阿賀野市規則第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 2 号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である育児休業

第 6 条第 2 項第 3 号に次のように加える。

ウ 国立大学法人（国立大学法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 2 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）その他の市長の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち市長の定める期間

第 1 2 条第 2 項第 2 号中「をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が 2 以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が 1 箇月以下である職員を除く。）」を「（第 6 条第 2 項第 2 号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員」に改め、同項第 3 号中「及び同号イ」を「並びに同号イ及びウ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、令和 4 年 1 0 月 1 日から適用する。